

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
29.27 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 （省 略） （ B ）アゾ化合物 これらは$R_1-N=N-R_2$ 基（ここで、R_1 及びR_2 はその炭素原子の 1 個が直接その窒素原子の 1 個と結合する有機基である。）を有する化合物であり、例えば、次の物品がある。 （省 略） 第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （省 略） 総 説 （ A ）及び（ B ）（省 略） （ C ）部分品 部分品に関する一般的事項は、16 部の総説を参照すること。 なお、単独で提示する電気式部分品は、通常 85 類の一以上の項に属し、例えば、次の部品がある。電動機（85.01）、トランスフォーマー（85.04）、電磁石、永久磁石、クレーンに使用する電磁式のリフティングヘッド及び電磁式のチャック（85.05）、ピストン式内燃機関の始動用の電気機器（85.11）、電気スイッチ、制御盤、プラグ、接続箱等（85.35 から 85.37 まで）、電子管（85.40）、ダイオード、トランジスターその他これに類する半導体デバイス（85.41）、集積回路（85.42）、電気用炭素製品（85.45）、がい子（85.46）並びに絶縁材料製の物品（85.47）。これらの物品は、機械の他の部分品と一体となっていなければ、たとえこの類の特定の機械に専ら又は主として使用するよう設計したものであっても、これらの物品が属する項に属する。 （省 略） 84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （ 1 ）ゼラチン版式の謄写機（例えば、ゼラチン又はアルコールを使用した謄写機）及び鉄筆又はタイプライターであらかじめ切られたろう紙のステンシルを使用するステンシル式の謄写機。この項には、ゼラチン版の機器を使用するよう設計した小型印刷機を含む。 ただし、小型の印刷機（例えば、活版印刷機、平版印刷機及びオフセット印刷機）は	29.27 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 （同 左） （ B ）アゾ化合物 これらは$R_1N=NR_2$ 基（ここで、R_1 及びR_2 はその炭素原子の 1 個が直接その窒素原子の 1 個と結合する有機基である。）を有する化合物であり、例えば、次の物品がある。 （同 左） 第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （同 左） 総 説 （ A ）及び（ B ）（同 左） （ C ）部分品 部分品に関する一般的事項は、16 部の総説を参照すること。 なお、単独で提示する電気式部分品は、通常 85 類の一以上の項に属し、例えば、次の部品がある。電動機（85.01）、トランスフォーマー（85.04）、電磁石、永久磁石、クレーンに使用する電磁式のリフティングヘッド及び電磁式のチャック（85.05）、ピストン式内燃機関の始動用の電気機器（85.11）、電気スイッチ、制御盤、プラグ、接続箱等（85.35 から 85.37 まで）、電子管（85.40）、ダイオード、トランジスターその他これに類する半導体デバイス（85.41）、集積回路及び超小形組立（85.42）、電気用炭素製品（85.45）、がい子（85.46）並びに絶縁材料製の物品（85.47）。これらの物品は、機械の他の部分品と一体となっていなければ、たとえこの類の特定の機械に専ら又は主として使用するよう設計したものであっても、これらの物品が属する項に属する。 （同 左） 84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機） （同 左） この項には、次の物品を含む。 （ 1 ）ゼラチン版式の謄写機（例えば、ゼラチン又はアルコールを使用した謄写機）及び鉄筆又はタイプライターであらかじめ切られたろう紙のステンシルを使用するステンシル式の謄写機。この項には、ゼラチン版の機器を使用するよう設計した小型印刷機を含む。 ただし、小型の印刷機（例えば、活版印刷機、平版印刷機及びオフセット印刷機）は

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
たとえ事務用のものであってもこの項には属しない（84.43）。更に、浮彫りしたプラスチック製又は金属製の板を使用する謄写機（ステンシルも使用することができるものを含む。）及び感光式又は感熱式の複写機（84.43）並びにマイクロフィルム用の機器（90類）もこの項には属しない。 （2）～（22）（省 略） 上記（19）及び（20）に記載した機器は、他の書類に記入又は署名することに使用することもできる。 部分品及び附属品（省 略） * * * この項には、次の物品を含まない。 <u>（a）84.43 項の機器の部分品又は附属品であるソーター</u> <u>（b）</u>（省 略） <u>（c）</u>（省 略） （削 除） （d）及び（e）（省 略） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。） （省 略） この項の機器とともに提示する装置 上記の機器の多くは、種々の目的に適合させるために、互換性の部分品又は補助装置とともに提示される。例えば、切断、粉碎、泡立て、みじん切り等にも使用できる食物用ミキサー、ホーニング装置及び研磨装置を有するスライサー、磨きブラシを有する床洗い機並びにせっけん水の供給装置及び汚水又はせっけんの泡を吸い取る装置を有する床洗い機がある。このような機器の場合、部分品及び附属品が機器とともに提示され、かつ、その種類及び数量が、通常これらの機器とともに使用する程度のものである場合に限り、これらは一括してこの項に属する。機器が上記（B）の条件に基づいてこの項に属するか属しないかの決定にあたっては、互換性の部分品又は着脱可能な補助装置のうちで余分なものの重量を考慮しないものとする。 この項の機器には、使用の便宜上、ころ、キャスターその他これらに類する装置を取り付けたものもある。 部分品（省 略） * * * この項には、次の物品を含まない。 （a）～（g）（省 略）	たとえ事務用のものであってもこの項には属しない（84.43）。更に、浮彫りしたプラスチック製又は金属製の板を使用する謄写機（ステンシルも使用することができるものを含む。）<u>（84.43）並びに感光式又は感熱式の複写機及びマイクロフィルム用の機器（90類）もこの項には属しない。</u> （2）～（22）（同 左） 上記（19）及び（20）に記載した機器は、他の書類に記入又は署名することに使用することもできる。 部分品及び附属品（同 左） * * * この項には、次の物品を含まない。 （新 設） <u>（a）</u>（同 左） <u>（b）</u>（同 左） <u>（c）84.43 項の機器の部分品又は附属品であるソーター</u> （d）及び（e）（同 左） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。） （同 左） この項の機器とともに提示する装置 上記の機器の多くは、種々の目的に適合させるために、互換性の部分品又は補助装置とともに提示される。例えば、<u>ブラシがけ用、磨き用、殺虫剤散布用等の附属装置を有する真空式掃除機</u>、切断、粉碎、泡立て、みじん切り等にも使用できる食物用ミキサー、ホーニング装置及び研磨装置を有するスライサー、磨きブラシを有する床洗い機並びにせっけん水の供給装置及び汚水又はせっけんの泡を吸い取る装置を有する床洗い機がある。このような機器の場合、部分品及び附属品が機器とともに提示され、かつ、その種類及び数量が、通常これらの機器とともに使用する程度のものである場合に限り、これらは一括してこの項に属する。機器が上記（B）の条件に基づいてこの項に属するか属しないかの決定にあたっては、互換性の部分品又は着脱可能な補助装置のうちで余分なものの重量を考慮しないものとする。 この項の機器には、使用の便宜上、ころ、キャスターその他これらに類する装置を取り付けたものもある。 部分品（同 左） * * * この項には、次の物品を含まない。 （a）～（g）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削 除）	（ h ）真空掃除機型の馬又は牛の手入れ用機器（副次的にきゆう舎の壁を掃除することができるものを含む。）（84.36）
（ h ）（省 略）	（ i j ）（同 左）
（ i j ）（省 略）	（ k ）（同 左）
（ k ）（省 略）	（ l ）（同 左）
（ l ）（省 略）	（ m ）（同 左）
（ m ）（省 略）	（ n ）（同 左）
85.19 音声の記録用又は再生用の機器	85.19 音声の記録用又は再生用の機器
（省 略）	（同 左）
（ ）磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するその他の機器	（ ）磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するその他の機器
このグループの機器には、携帯用のものもある。これらには、音響装置（拡声器、イヤホン、ヘッドホン）及び増幅器を取り付けてあるか又は取り付けけるように設計されているものもある。	このグループの機器には、携帯用のものもある。これらには、音響装置（拡声器、イヤホン、ヘッドホン）及び増幅器を取り付けてあるか又は取り付けけるように設計されているものもある。
（ A ）（省 略）	（ A ）（同 左）
（ B ）光学媒体を使用するもの	（ B ）光学媒体を使用するもの
このグループには、光学媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体の表面に、強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、これらの媒体をレーザーで読むことによって再生される（例えば、 <u>C D プレーヤー及び M D プレーヤー</u> ）。この種類には、また、磁気及び光学技術を組み合わせた媒体を使用する機器を含む。例として、反射率の変化する領域を磁気技術を使用して生成し、光学（例えば、レーザー）ビームを使用して読み取る磁気光学ディスクを使用する機器を含む。	このグループには、光学媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体の表面に、強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、これらの媒体をレーザーで読むことによって再生される。この種類には、また、磁気及び光学技術を組み合わせた媒体を使用する機器を含む。例として、反射率の変化する領域を磁気技術を使用して生成し、光学（例えば、レーザー）ビームを使用して読み取る磁気光学ディスクを使用する機器を含む。
（ C ）及び（ D ）（省 略）	（ C ）及び（ D ）（同 左）
85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）発光ダイオード及び圧電結晶素子	85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）発光ダイオード及び圧電結晶素子
（省 略）	（同 左）
（ D ）圧電結晶素子	（ D ）圧電結晶素子
これは、主として 38.24 項のチタン酸バリウム（多結晶のチタン酸バリウムを分極したものを含む。）ジルコン酸チタン酸鉛その他の結晶（同項の解説参照）及び水晶又は電気石の結晶であり、マイクロホン、拡声器、超音波機器、安定化周波数発振回路等に使用する。これらは、実装してある場合に限り、この項に属する。それらは、一般に、板状、棒状、円盤状、リング状等の形状をしていて、少なくとも電極又は電気的接続部を取り付けてなければならない。それらは、黒鉛、ワニス等を塗布してあったり又は支持具に支えられていること	これは、主として 38.24 項のチタン酸バリウム（多結晶のチタン酸バリウムを分極したものを含む。）ジルコン酸チタン酸鉛その他の結晶（同項の解説参照）及び水晶又は電気石の結晶であり、マイクロホン、拡声器、超音波機器、安定化周波数発振回路等に使用する。これらは、実装してある場合に限り、この項に属する。それらは、一般に、板状、棒状、円盤状、リング状等の形状をしていて、少なくとも電極又は電気的接続部を取り付けてなければならない。それらは、黒鉛、ワニス等を塗布してあったり又は支持具に支えられていること

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
があり、また、しばしば容器（例えば、金属製の箱又はガラス製のバルブ）に封入してある。しかしながら、もし他の構成要素を付加することにより完成した物品（装着具を備えた結晶）となったものは、もはや単なる結晶素子とは認められず、この組立品は機器の特定の部分品として認められる。例えば、マイクロホン用又は拡声器用の圧電セル（85.18）、サウンドヘッド（85.22）、超音波厚さ測定機用又は超音波探照機用のピックアップ素子（感知部）（通常、90 類注 2（b）に従って分類され、又は 90.33 項に分類される。）及び電子式時計用の水晶振動子（91.14）がこれに該当する。 この項には、実装してない圧電結晶を含まない（通常 38.24 項、71.03 項又は 71.04 項）。（省 略） 90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （省 略） （ ）副木その他の骨折治療具 <u>骨折治療具は、身体の負傷した部分を動かさないようにし（伸展用又は保護用）又は骨折箇所を固定するために使用するものである。これらは、脱臼や関節損傷の処置においても使用される。</u> これらの物品の中のあるものは、患部に装着するように設計してある（例えば、鋼線、亜鉛製又は木製の下肢保持用の離被架、石こうギプス、骨用骨折治療具等）。他のものは、ベッド又は支持具に取り付けるように設計してある（<u>副木又は離被架の代わりに使用される保護用ベッド離被架、管製の骨折部分の伸展器等</u>）。ただし、後者の器具でベッドの一部を構成し、分離することができないものは、この項には属しない（94.02）。 この類の注 1（f）の規定に基づき、この項には、また、板、くぎ等であって、骨折部分の接合その他これに類する処置を行うために、外科医が人体の内部に挿入するものを含む。（省 略） 95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （1）（省 略） （2）ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）	があり、また、しばしば容器（例えば、金属製の箱又はガラス製のバルブ）に封入してある。しかしながら、もし他の構成要素を付加することにより完成した物品（装着具を備えた結晶）となったものは、もはや単なる結晶素子とは認められず、この組立品は機器の特定の部分品として認められる。例えば、マイクロホン用又は拡声器用の圧電セル（85.18）、サウンドヘッド（85.22）、超音波厚さ測定機用又は超音波探照機用のピックアップ素子（感知部）（90.33）及び電子式時計用の水晶振動子（91.14）がこれに該当する。 この項には、実装してない圧電結晶を含まない（通常 38.24 項、71.03 項又は 71.04 項）。（同 左） 90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具 （同 左） （ ）副木その他の骨折治療具 <u>これらは、身体の負傷した部分を動かさないようにし（伸展用又は保護用）又は骨折箇所を固定するために使用するものである。</u> これらの物品の中のあるものは、患部に装着するように設計してある（例えば、鋼線、亜鉛製又は木製の下肢保持用の離被架、石こうギプス、骨用骨折治療具等）。他のものは、ベッド又は支持具に取り付けるように設計してある（<u>保護用ベッド離被架、管製の骨折部分の伸展器等</u>）。ただし、後者の器具でベッドの一部を構成し、分離することができないものは、この項には属しない（94.02）。 この類の注 1（f）の規定に基づき、この項には、また、板、くぎ等であって、骨折部分の接合その他これに類する処置を行うために、外科医が人体の内部に挿入するものを含む。（同 左） 95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （同 左） この項には、次の物品を含む。 （1）（同 左） （2）ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。 この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。 ただし、この項には次の物品は含まない。 （a）84 類注 5（C）<u>の規定を満たす</u>周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）（16 部） （b）ゲームのソフトウェアが記録され、この項のゲーム機に専ら使用される光ディスク（85.23） （3）～（13）（省 略） （省 略）	目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。 この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。 ただし、この項には次の物品は含まない。 （a）84 類注 5（C）<u>の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる</u>周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）（16 部） （b）ゲームのソフトウェアが記録され、この項のゲーム機に専ら使用される光ディスク（85.23） （3）～（13）（同 左） （同 左）